

認定基準

市は次の基準に沿って審査を行い、認定の可否を決定します。

審査項目	審査の視点
第六次大野市総合計画前期基本計画との整合性	<ul style="list-style-type: none">・ 第六次大野市総合計画前期基本計画の24項目ごとに掲げる課題の解決又は施策の推進に資する事業であるか
公益性	<ul style="list-style-type: none">・ 広く市民が参加できる又は利益を享受できる開かれた事業であるか
地域性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の特性や資源を生かした事業であるか・ 地域の関係者と連携した事業であるか
発展性	<ul style="list-style-type: none">・ 一過性の取組でなく、広い波及効果や新たな交流（人的交流・経済交流）が期待できる事業であるか
実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 寄附目標額の達成を見込める事業であるか・ 事業を確実に実施できる組織体制となっているか
その他	上記のほか、優れた要素があれば加点する